

「年収の壁」への対応について

人手不足による労働時間延長等に伴う 一時的な収入変動である旨の事業主証明による被扶養者認定

現在、事業主に雇用されている被扶養者の収入には、特例措置(時限措置:令和7年見直し予定)が設けられています(年収の壁・支援強化パッケージ)。

これは、人手不足による労働時間延長等で給与収入が一時に上がった場合には、雇用契約等による本来の収入見込額が扶養認定基準以内、かつ、事業主のその旨の証明により、「人手不足による労働時間延長等によって一時に増加した分の給与収入」は、被扶養者の収入確認の際に収入には含めない、というものです。

対象になる方

以下①～③の全てを満たしている方

- ① 事業主に雇用されていて、雇用契約等に基づく本来の収入見込額が扶養認定基準以内である。
- ② “人手不足”に伴い、労働時間延長等で一時に収入が増加し、その旨の事業主証明がある。
- ③ 一時的な収入増加の事情が本制度の“人手不足によるケース（「対象となる一時的な収入変動の主なケース」を参照）”に該当する。

対象にならない方

- フリーランスや自営業者などで特定の事業主と雇用関係に無い。
※業務委託契約に基づく就労も対象になりません。
- 雇用契約等に基づく本来の収入見込額が扶養認定基準以上である。

対象となる一時的な収入変動の主なケース

- 勤務先事業所の他の従業員が退職したことにより、被扶養者の業務量が増加した。
- 勤務先事業所の他の従業員が休職したことにより、被扶養者の業務量が増加した。
- 勤務先事業所の受注好調により、勤務先事業所で全体の業務量が増加した。
- 突発的大口案件により、勤務先事業所全体の業務量が増加した。

対象とならない一時的な収入変動の主なケース

- 基本給の昇給、恒常的な手当の新設などで今後も引き続き収入が増えること確実な場合
- 人手不足によるものではない理由で勤務時間を増やした場合

提出書類

「給与明細書」の提出対象期間(原則、直近6ヶ月)に、この特例措置に該当する一時的な収入増加があった場合は、他の必要書類に加えて、以下①②を提出してください。

- ①「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書(※)
・調査対象期間に対するもの
 - ②本来想定される年間収入が確認できる「雇用契約書(コピー)」等
・調査対象期間の勤務・収入に対して有効なもの

※「雇用契約書」等は、本来想定される年間収入を確認するための情報(勤務日、勤務時間、基本給(時給・日給等)、交通費等の諸手当の有無、などが記載されているものを提出してください。

※事業主の証明書様式は、当健康保険組合ホームページに掲載しています。

被扶養者調査用各種申請書(健保様式)・記入例一覧

URL

<https://www.olympus-kenpo.or.jp/info/shirase/fuyou/documents.html>

